

＜返戻金制度に関する事項＞

当社職業紹介サービスで入社した内定者が、本人意思または本人の責に帰する事由によって入社後 6 ヶ月以内に離職した場合、受領した紹介手数料の一部を下記のとおり返戻金を定めています。

個々の返戻金については、契約書で確認ください。

離職までの期間	返戻金の額
1) 1 ヶ月以内に離職	紹介手数料の 8 0 パーセント
2) 3 ヶ月以内に離職	紹介手数料の 5 0 パーセント
3) 6 ヶ月以内に離職	紹介手数料の 2 0 パーセント

※消費税別途

エムスリーマーケティング株式会社